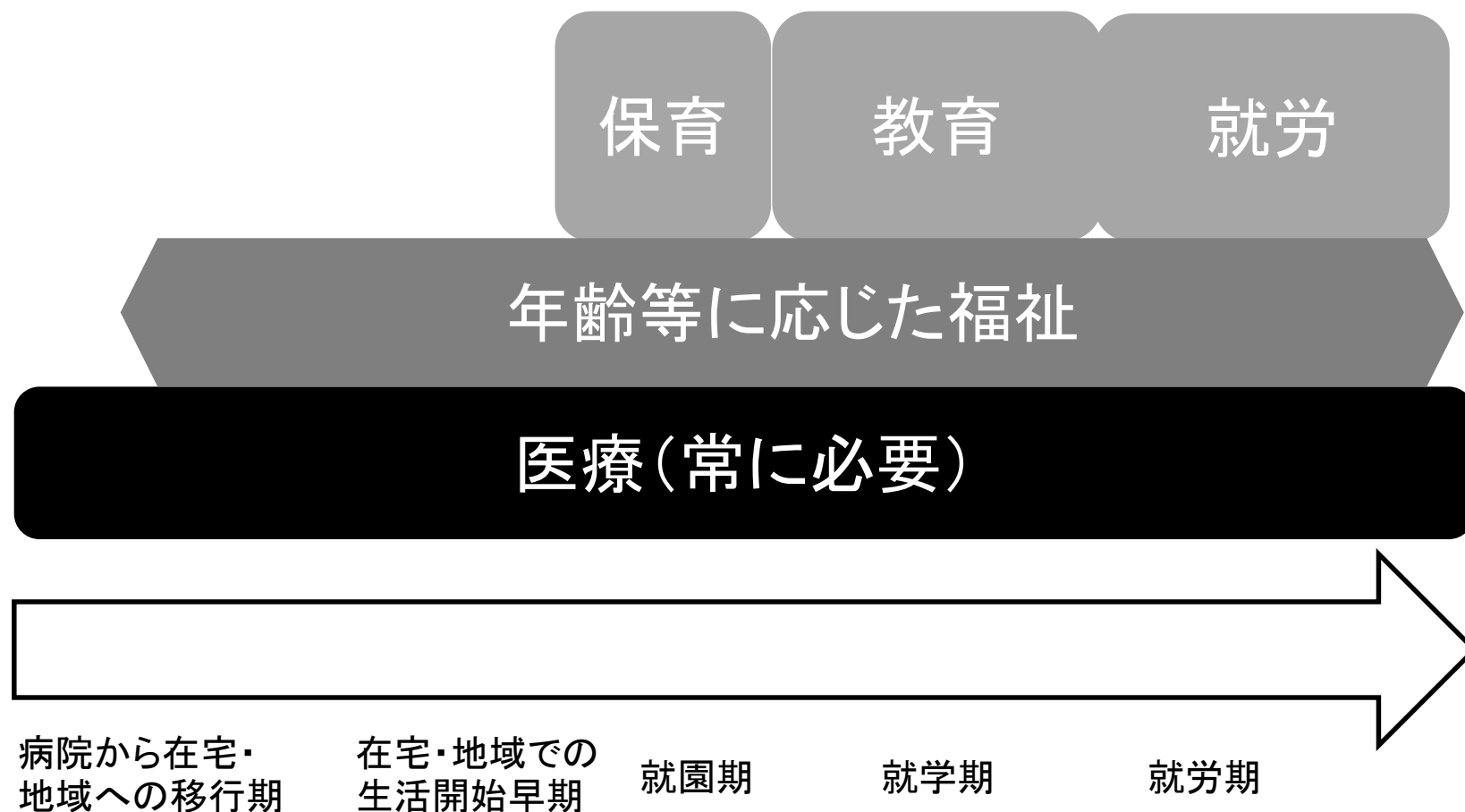


子ども部会（案）について

子育て支援室

医療的ケア児をとりまく現状について

【医療的ケア児のライフステージ】



【医療的ケア児の家族が抱える不安・課題等】

情報のわかりにくさ

制度の複雑さ

多岐にわたる窓口

レスパイト入院

一時預け先

通学支援などの送迎

入浴サービスなど

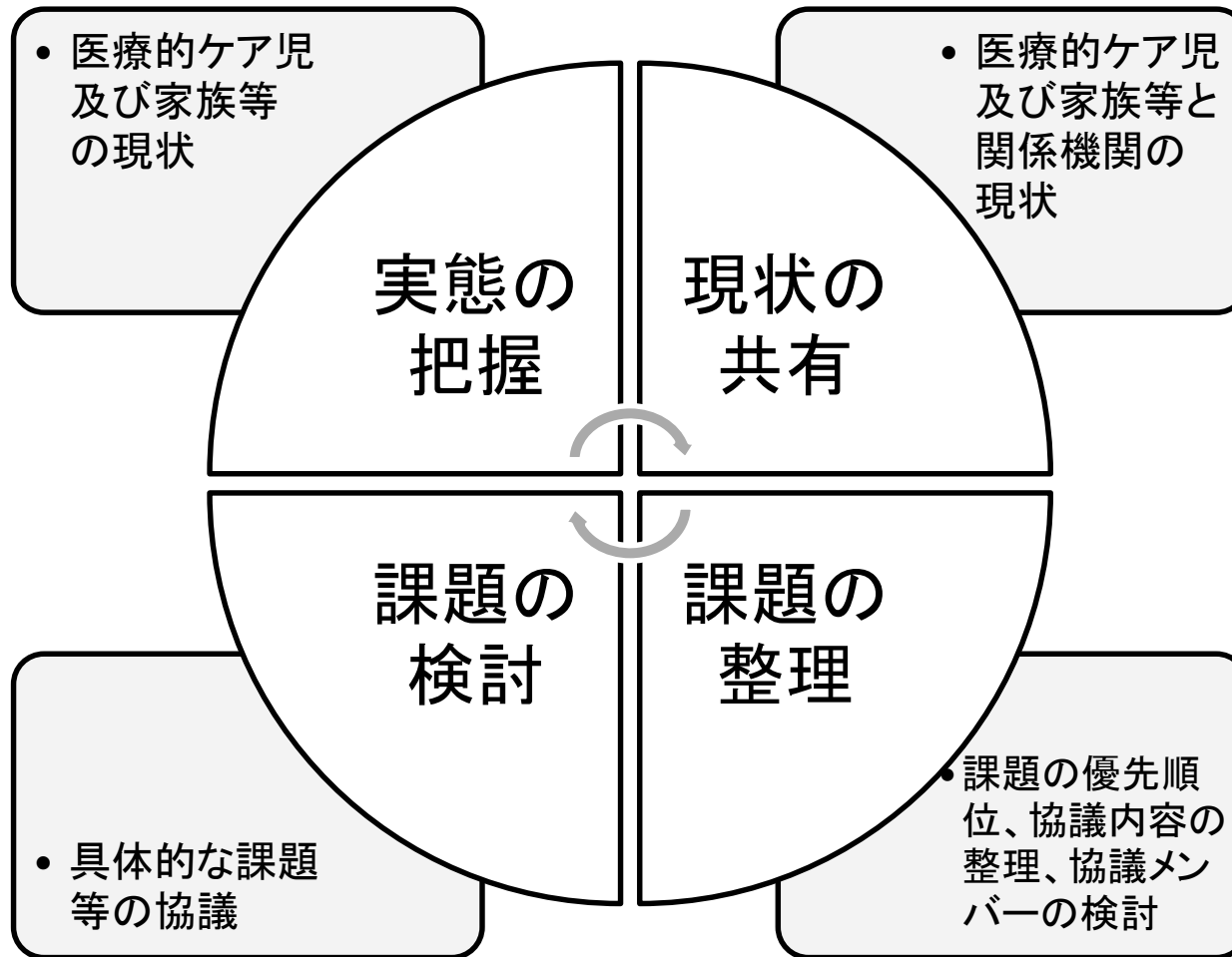
就園相談・準備

就学相談・準備

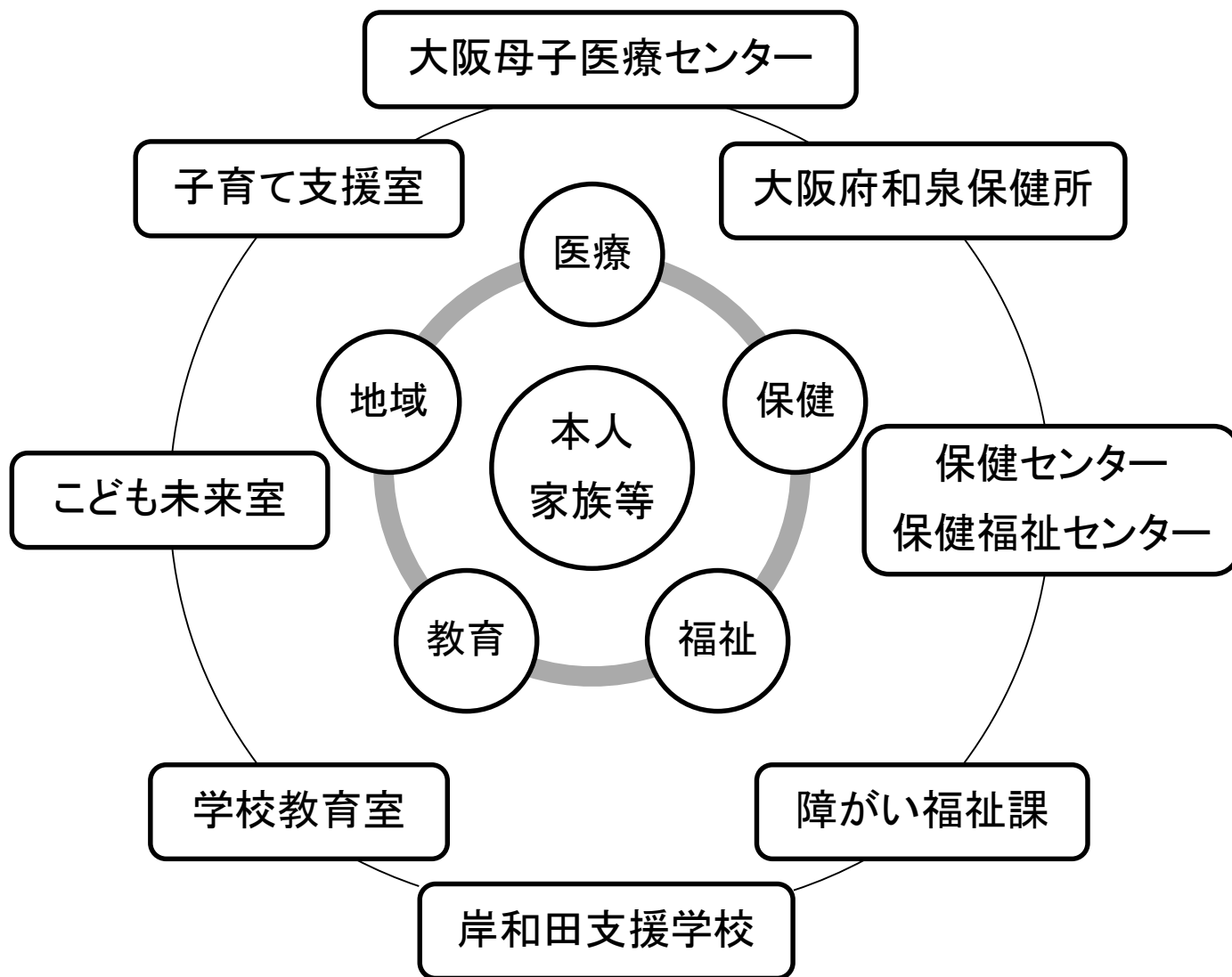
災害時の連絡
避難対応

予定外の出来事
(事故・体調不良・
兄弟の行事など)

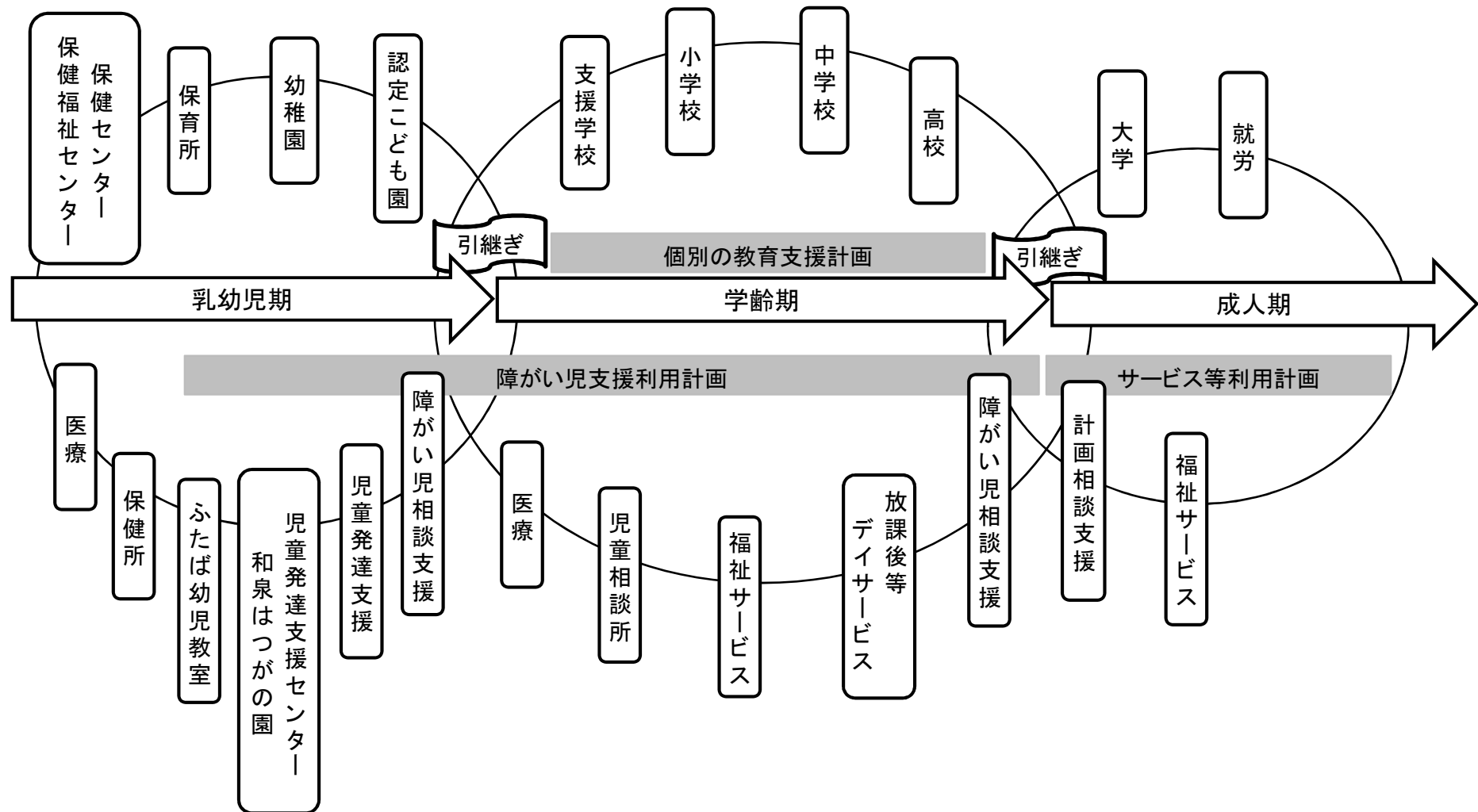
【医療的ケア児の協議に向けて】



【医療的ケア児の協議の場】

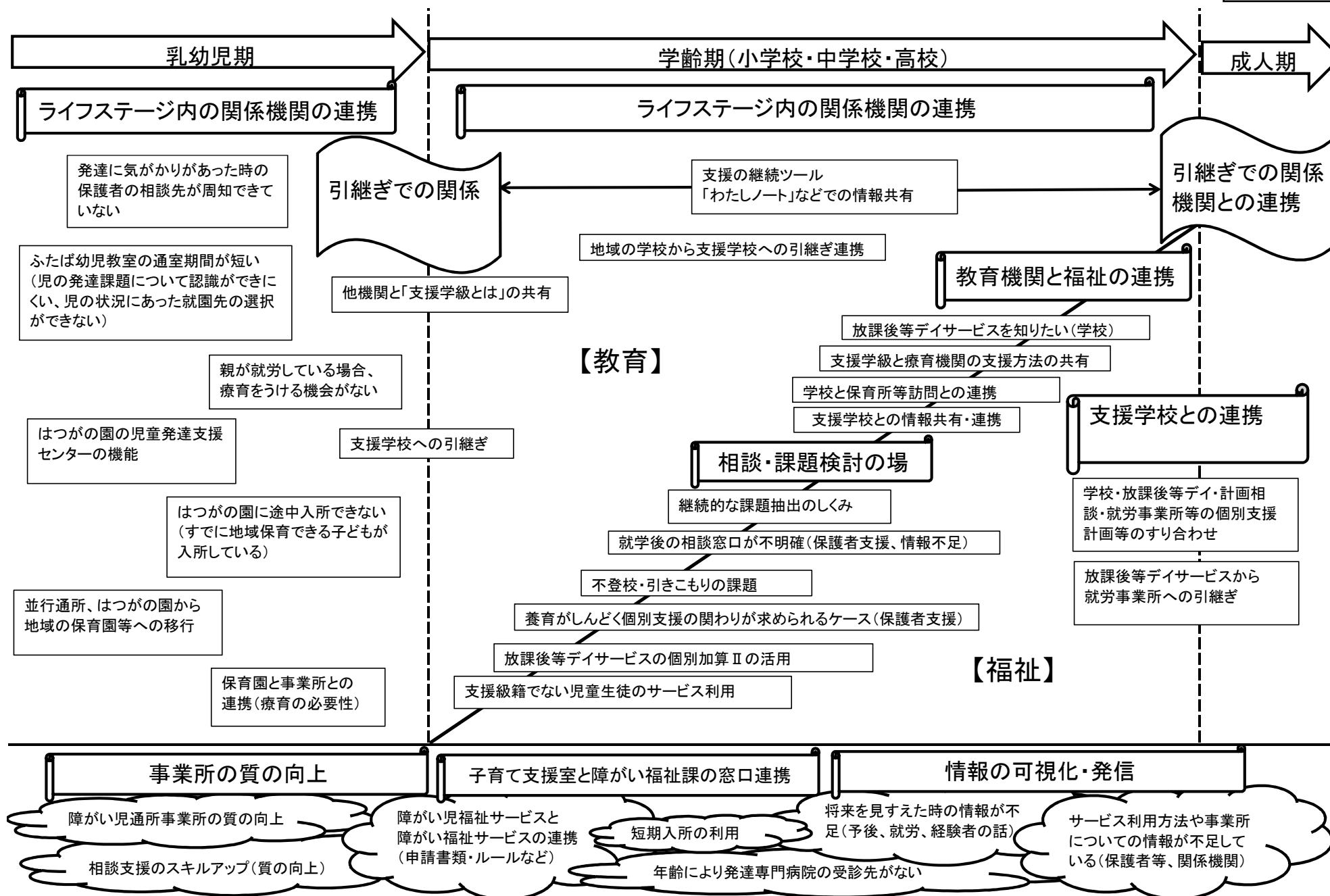


ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて(和泉市)



第2期和泉市障がい児福祉計画重点項目(令和3年度～令和5年度)

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| (1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援 | (4) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進 |
| (2) 障がい児の地域支援体制の構築 | (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 |
| (3) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援 | (6) 障がい児相談支援の提供体制の確保 |



障がい児の協議・検討～今後のスケジュールについて～

和泉市障がい児計画については、施策推進協議会において、計画進捗分析・評価を行い、その過程で生じる課題等については、児童発達支援ネットワーク会議代表者会議、実務者会議、個別検討会議で協議してきた。

令和5年度に第2期計画を評価・見直し、第3期計画を策定するにあたり、自立支援協議会の専門部会（仮称 こども部会）を立ち上げ、障がい児支援全体を協議する方法等について実務者会議において検討を続けている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	1月		3月
児童発達 NW											
（実務）就学前	●		●			●		●			●
（実務）医ケアの協議						●	●		●		
（実務）専門部会協議		●					●				
代表者会議				●					●		
障がい児支援に関する課題の整理	ヒアリング ①→整理				ヒアリング ②→整理						
自立支援協議会					●			●			●

ヒアリング：障がい児にかかわる関係課・関係機関にヒアリング

① 児童発達支援 NW メンバー

② 自立支援協議会参画団体（親の会、児発・相談支援事業所などを想定）

障がい児支援全体の課題を整理：ライフステージ、障がいの状況等に分類

「継続した協議の場」の整理：協議の場の位置づけ

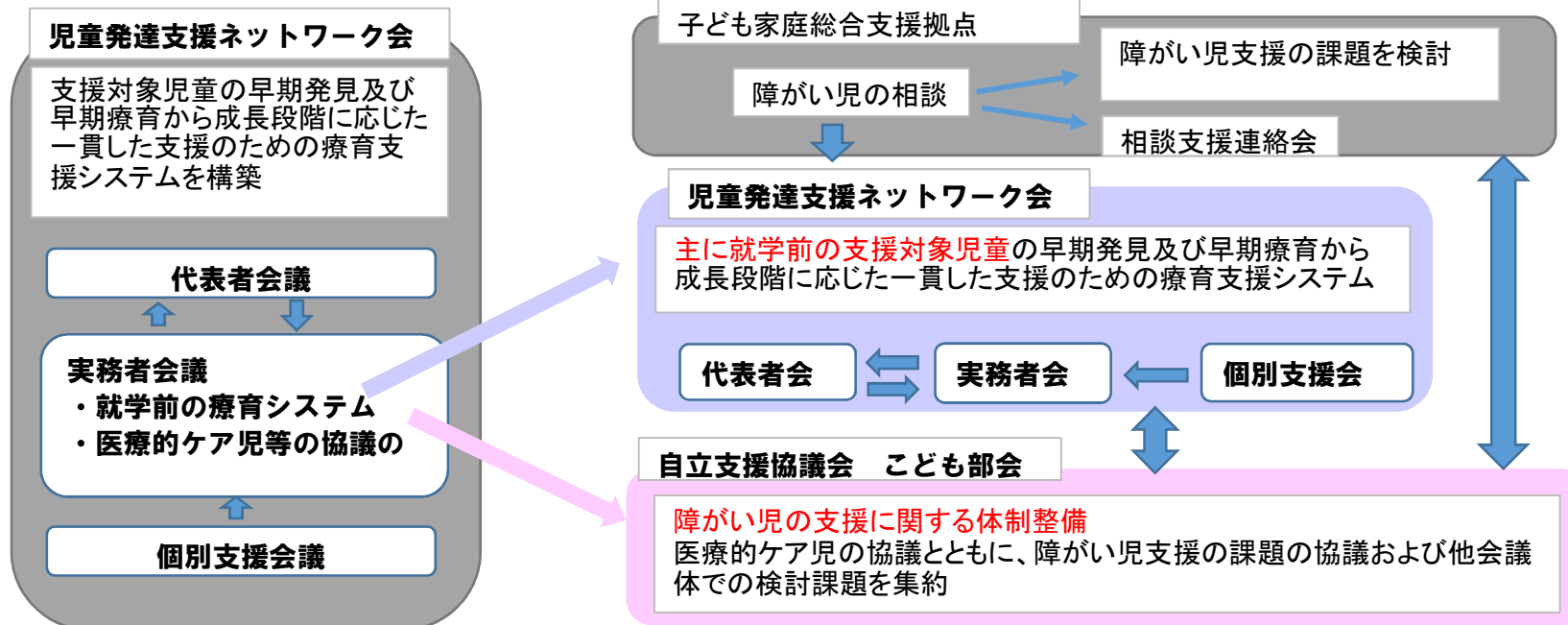
協議するテーマと参画課、参画団体

障がい児の支援の検討の場について

会議再編の主旨 課題解決に向けた実質的な協議ができる（主体性をもった）会議体とする

背景： 障がい児支援の特徴として、医療・保健・教育・福祉といった多分野の関係機関があること、
また、ライフステージ（就学前後、者への移行時期）により関わる機関が変化していくことがある。
障がい児である前に子どもであることを鑑みるとこども施策との連動も不可欠
→ 1つの会議体ですべての障がい児の課題を検討していくことは困難
→ 障がい児支援の検討の場としては、ライフステージ、関連分野や連携の課題などを集約し、検討できる場

<現在>



現行の児童発達支援ネットワーク会議について

◆児童発達支援ネットワーク（要綱により設置）

支援対象児童の早期発見及び早期療育から成長段階に応じた一貫した支援のための療育支援システムを構築



◆実務者会議の内容

検討の内容	メンバー	今年度の予定
児童発達支援センターを中心とした就学前児童に関する協議〔主に発達障がい〕	健康づくり推進室、ふたば幼児教室、こども未来室、はつがの園、保健所	抽出した課題に関する解決策を検討 個別検討会議
医ケア児の支援に関する協議 * 医ケアコーディネーターの配置	健康づくり推進室、教育指導室、こども未来室、はつがの園、障がい福祉課、保健所	医ケア児の実態把握（全数）から優先し検討する課題の整理 課題検討にあたり、参画機関の決定と具体的検討
専門部会にむけての協議	健康づくり推進室、教育指導室、こども未来室、障がい福祉課	関係機関ヒアリングを行い、障がい児支援の現状課題を整理

◆就学前児童に関する協議の状況について

【実施状況】今年度2回会議を開催

【検討内容】

- ・就学前の療育利用（児童発達支援センター、他の児童発達支援事業）や統合保育の利用についての課題整理
- ・児童発達支援事業利用の流れの整理および周知方法
- ・児童発達支援事業の利用にあたっての個別支援会議の実施

「医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律」について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援 措 置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2.0万人〈推計〉



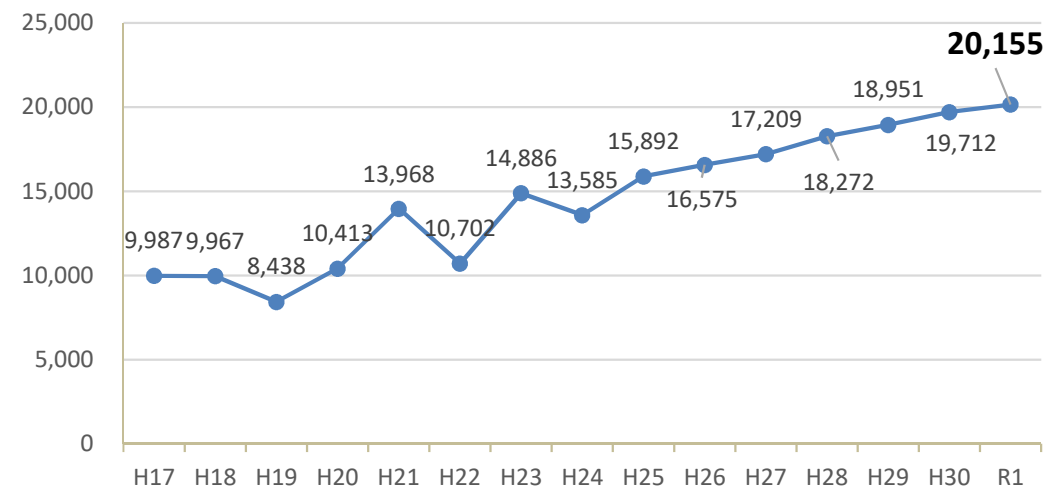
- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1:重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。[岡田,2012推計値]



* 画像転用禁止

在宅の医療的ケア児の推計値（0～19歳）



（厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成）

児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、**保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずる**ように努めなければならない。」